

# 議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会 11月総会

日 時	令和2年11月26日(木) 午後2時00分	開議
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎	多目的ホール
日 程	第1	指定第15号 会期の決定について
	第2	指定第16号 議事録署名委員の指名について
	第3	報告第17号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
	第4	報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について
	第5	報告第19号 非農地証明事務処理報告
	第6	報告第20号 農地法第4条による許可申請の取下げについて
	第7	議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
	第8	議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第9	議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第10	議案第47号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
	第11	議案第48号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
	第12	その他

## 〔出席委員〕

- |            |           |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章   | 2. 掛水 誠幸  | 3. 廣井 栄治  | 4. 欠席     | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎  | 7. 欠席     | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一  | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 欠席    | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮  |
| 16. 竹内 純   | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一  |           |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一  | 26. 欠席    | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男  | 31. 欠員    | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力   | 36. 上野 渡  | 37. 田村 守  | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

## 〔欠席委員〕

- 4番 小野 重明、7番 浜田 大彰、13番 伊東 智江、26番 甲把 雄

## 〔事務局〕

- 西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長       それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会11月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長            皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。まず初めに、先ほど表彰を受けました委員の皆さんおめでとうございます。今後ともよろしく願いいたします。広報等検討委員会の皆さんにおかれましては、委員さん自ら取材をして汗をかいて広報を作っているという評価が高いという風に聞いています。本当におめでとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

話は変わりますが、私もJAの役員をやっていますが、本当に大変なお米の偽装が起きています。組合さん、農家の皆さんには多大な心配をかけています事、お詫びを申し上げたいと思っております。私達理事も内容としては、新聞に載っている範囲でしか聞いておりませんし、調査委員会を立ち上げて調査をしているようです。明日、1時から理事会がありますので、そこでは詳しい話と今後の対応について出てくるのではないかと思います。色んな分野に影響するのではないかと心配しております。新しい情報が入り次第皆さんにお伝えしていきたいなと思っております。

11月6日には、議会との意見交換会を行いまして、メインとしては人・農地プランの実質化という事で行ないました。今後の地域の5年後、10年後の農地の在り方を地域に入って話をしていると話をしました。午前中にそれが行われまして、午後からは建議検討委員会の皆さんが検討してくれまして、先日総会で決議されました意見の提出を行いました。町長に意見の提出を行いまして、町長の方も前向きに取り組むという事で、できれば、議会が終わった後ぐらいに農協も含め農業関係の皆さんと共にこの意見を基に色々な意見交換をしながら、方向性を決め、来年の予算に反映をしていきたいとお話しをしていただきました。ぜひ皆さん今後ともよろしく願いたいと思います。

それから、先ほど表彰がありました11月16日には、農業会議の総会と下期会長事務局長会が行われまして、会では事例発表という事で、四万十町の人・農地プランの実質化に向けた取り組みという事で、局長が一生懸命に説明をしていただきました。県下では、まだまだ進んでいない所もありまして、四万十町はダントツで進んでおりまして、取り組み内容は評価されるものだと思います。アンケートも含め皆さんのおかげだと思います。簡単ではありますが、挨拶と代えさせていただきます。

議長            それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いいたします。今回の発声は議席番号36番上野渡委員にお願いいたします。憲章は、添付資料の最後にございます。

36番            四万十町農業委員会憲章の朗読

委員            ～朗読～



を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 18 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」 ご説明いたします。ページは 4 ページです。件数は、西部地域からの 2 件になります。なお、相続人の氏名住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、下津井字フロノ谷 217 番 1、地目、田、面積 338 m<sup>2</sup>です。外 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 1,387 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 2 年 10 月 21 日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。

続きまして、番号 2 について説明します。土地の所在、井崎字ワダ 799 番 1、地目、畑、面積 18 m<sup>2</sup>です。外 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 1,299 m<sup>2</sup>です。届出日、令和 2 年 10 月 22 日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。以上です。

議長 報告第 18 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 18 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 19 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 19 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は、5 ページ、6 ページをご覧ください。今月は窪川地域 4 件、西部地域 4 件、全部で 8 件となっております。まず窪川地域からです。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。中神ノ川字津々良口 175 番 2、地目、田、面積、25 m<sup>2</sup>と同じく 175 番 4、地目、田、面積 34 m<sup>2</sup>です。申請地は 20 年以上前より耕作しておらず、宅地・雑種地として利用されています。令和 2 年 10 月 20 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の エ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 4 ページです。窪川字大平 1234 番 1、地目、田、面積、777 m<sup>2</sup>と同じく 1235 番、地目、田、面積 214 m<sup>2</sup>です。申請地は 15 年以上前より耕作しておらず原野となっております。令和 2 年 10 月 21 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウやむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地であると認め非農地証明を発行しております。

番号 3 番と 4 番は合わせて説明させていただきます。添付資料は 5 ページから 6 ページです。番号 3 番。七里字白皇ノ前丙 250 番 3、地目、畑、面積、66 m<sup>2</sup>と、番号 4 番。七里字白皇ノ前丙 255 番 1、地目、畑、面積、85 m<sup>2</sup>です。申請地は 2 筆ですが、現況は 4 番の方の住宅が建っており 30 年以上前より宅地として利用されています。令和 2 年 10 月 30 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の エ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、11 月 2 日非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域から報告します。番号5番、添付資料は、7ページから8ページをご覧ください。土地の所在地は、広瀬字ウエ畑156番3の1筆で、地目は畑、面積は195㎡です。申請地は、平成元年から倉庫が建築されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和2年9月23日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして、番号6番ですが、次の7番と申請人が同じ方になりますが、申請日が違うため、番号を分けております。添付資料は、9ページから10ページをご覧ください。土地の所在地は、相去字清水269番、地目は田、面積46㎡です。外1筆あり、合計2筆で、面積が369㎡です。申請地は、30年以上前から倉庫が建築されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和2年10月23日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして、番号7番、添付資料は、11ページから12ページをご覧ください。土地の所在地は、相去字清水265番1の1筆で、地目は田、面積は66㎡です。申請地は、30年以上前から倉庫が建築されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和2年11月5日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして、番号8番、添付資料は13ページから14ページをご覧ください。土地の所在地は、希ノ川字カシウラヤシキ208番、地目は畑、面積は117㎡です。他2筆あり、合計3筆で、面積が225.67㎡です。208番の筆につきましては、平成2年6月に墓地が移設されており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4 証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、210番、222番につきましては、30年前に耕作放棄され原野となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4 証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地と認め、令和2年11月4日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第19号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第19号は終わります。

議長 続いて、日程第6 報告20号 「農地法第4条による許可申請の取り下げについて」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第20号 「農地法第4条による許可申請の取り下げについて」報告いたします。  
番号1番、土地の所在、下道字ダバ地228番4、地目、畑、面積、210㎡の内21.71㎡です。こちらの農地ですが、令和2年10月9日付け、受付番号4-4番について、10月総会にて承認をいただいたところでした。転用の許可を申請する場合、農業振興地域に入っていないことが、条件の1つとなっており、入っている場合、除外をする必要がありますが、私の確認不足で除外がされていない農地の申請となっておりました。以上

により農業振興地域農用地区域内農地のため、取り下げをすることとなりました。以後、このようなことがないように確認を徹底いたします。申し訳ありませんでした。以上で、報告を終わります。

議長 報告 20 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第 20 号は終わります。

議長 続いて、日程第 7 議案第 44 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 44 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は 8 ページです。窪川地域が 3 件、西部地域が 1 件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の 15 ページからをご覧ください。

番号 1 番 土地の所在地、西川角字森目 710 番、地目、田、面積、1,700 m<sup>2</sup>です。

権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は高齢による労力不足、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号 2 番 土地の所在地、金上野字大岩谷 1684 番、地目、畑、面積、2,716 m<sup>2</sup>、外 2 筆あり合計 3 筆で面積 5,801 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は県外在住で耕作困難、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地は、両方で利用権設定をしていた土地で、期間満了前に借受人に売買するものです。引き続き生姜等を栽培する計画となっております。

番号 3 番 土地の所在地、金上野字カラス田谷 1368 番、地目、田、面積、2,796 m<sup>2</sup>、ほか 1 筆あり合計 2 筆で面積 3,398 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻等を栽培する計画となっております。窪川地域からは以上です。

続きまして西部地域からです。番号 4 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 18 ページをご覧ください。土地の所在地、古城字アタカモリ 913 番 5、地目、田、面積、235 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、本人の希望です。下限面積は達成しています。申請地では、ナバナを栽培する予定です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 44 号について事務局の説明が終わりました。

番号 1 番から担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。22 番、西井健夫委員。

22 番 先日、両者から話を聞いて来ました。譲渡人は高齢により農業を廃止したいという事で、譲受人と話をして売買になったそうです。譲受人は、高知市で農業を 5ha くらいやっているそうです。5ha が少し減ったという事で土地を探していたところ、以前にも何筆か購入したことがある譲渡人から農業を廃止したいと話があり購入することになった

たそうです。譲受人は、年間 150 日以上農業に従事しています。売買に関しては問題ないと思います。

議長                    それでは、番号 2 番、3 番。20 番、中城康子委員。

20 番                    今月 20 日に譲受人と面接しました。2 番は、現況は畑、3 番は、田んぼであることを確認しています。譲受人は効率的に農地を利用しています。生姜を作っています。譲受人は、年間 150 日は仕事をしていると思います。周辺農地への影響ですが、取得する農地は山の中で周辺農地への影響は 2 番、3 番とも与えないと思います。2 番の譲渡人は、県外のため耕作をしておりませんでした。且那さんが亡くなられたという事で、売買に至ったことを電話でお聞きしました。3 番は、以前から作業を譲受人がやっておりましたが、譲渡人が体を悪くしまして親戚関係という事もあり贈与に至ったそうです。今後も水稻を栽培するそうです。

議長                    それでは、番号 4 番。15 番、吉良榮委員。

15 番                    22 日に双方から話を聞いて来ましました。申請地の現況は田であることを確認しています。譲受人は、両親と共に雨よけ施設を利用し、シシトウ、自然薯、トマトなど農地を効率よく利用しています。稲作も行っています。今年から生姜も栽培し規模を拡大する予定です。譲受人は、勤めながらも年間 150 日以上は農業に従事しています。取得する農地は、旧県道と県道に囲まれて周辺に悪影響を与えることもありません。この土地は、水の便が悪く学校の奥の谷からの水路で毎日見回りをしないと詰まってしまう状態です。以前から譲受人から譲って欲しいと要望もあり、話がまとまったそうです。番号 4 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長                    議案第 44 号について質疑を許します。質疑はありませんか。22 番、西井健夫委員。

22 番                    番号 1 番の補足です。譲受人は、仁井田に倉庫がありそこから機械を運んで作業をしているそうです。

議長                    ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長                    質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長                    質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 44 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 44 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」  
原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 45 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」説明します。議案書は 9 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。

添付資料は 19 ページ 20 ページです。申請地は、2 筆、土地の所在、檜生原字ヨソウ屋式 496 番 1、地目、畑、面積 109 m<sup>2</sup>の内 0.98 m<sup>2</sup>、同所字同 496 番 3、地目、田、面積 155 m<sup>2</sup>の内、32.02 m<sup>2</sup>、合計、2 筆、33.00 m<sup>2</sup>の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、添付資料 20 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は山林、西側、南側は申請者所有地、東側は同意のある農地であり、周辺農地への影響は特になくものと考えています。土地の造成計画については、整地しコンクリート敷きとします。進入計画については、南側農道より進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、西側向きに若干勾配をとり、申請者所有地へ排水し自然浸透とします。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明をおわります。

議長 議案第 45 号について事務局の説明が終わりました。補足説明ですが、担当委員が欠席ですので事務局からお願いします。

事務局 番号 1 番について、欠席の小野委員から補足説明について連絡がありましたので報告します。

11 月 18 日に現地の確認をしました。申請地は納骨堂を新設するもので転用規模も必要最低限の面積であることを確認しております。また、周囲も山林、同意ありの田であり、納骨堂の新設なので、汚水排水もなく、周辺農地への影響もないとの事で、問題ないと判断したそうです。以上です。

議長 議案第 45 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)



議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 9 議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 10 ページです。今月は窪川地域 1 件、西部地域 1 件の合計 2 件です。それでは窪川地域から説明します。添付資料は 21 ページから 25 ページです。番号 1、土地の所在、藤ノ川字下切 1193 番 2、地目、田、面積、998 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。

譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。転用理由は、新たな農家住宅の新設です。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、また県営圃場整備事業もしている農地でもあることから、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、添付資料の 22 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、露天駐車場、農業用倉庫、農機具洗い場などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側、東側は譲渡人の農地、南側は山林、その他周囲の農地はすべて同意取得済みであり、特に影響がないものと考えています。土地の造成計画については、砂利敷、農機具洗い場についてはコンクリート敷です。東側に隣接する譲渡人の農地 1193 番 1 とは約 20 cm 高くしており、営農に支障のないようにしています。進入計画については、居宅へは南側の町道より、農機具洗い場については西側町道から進入します。排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、合併浄化槽の排水と農機具洗い場の排水については、北側に隣接する譲渡人の農地に排水管を埋設し、北側水路に接続させ排水します。排水先の水路管理者からは同意を得ており、また排水管理設についても農地の所有者から承諾を得ています。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

続きまして、西部地域からです。番号 2 番について説明いたします。添付資料は 26 ページから 29 ページになります。申請地は、2 筆。土地の所在地、久保川字琴平ノ下タ 54 番 3、地目、畑、面積、247 m<sup>2</sup>、同じく 54 番 5、地目、畑、面積 252 m<sup>2</sup>の合計 499 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、自己住宅の建築です。転用理由は、現在、

実家に住んでおりますが、手狭になり新たに自己住宅を建築する計画です。農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、27ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車場などを整備する計画です。周囲の状況は、西側は公衆用道路、東側は公衆用道路を挟んで同意ありの畑、南側は公衆用道路、用悪水路を挟み雑種地となっており、北側は譲渡人の農地と原野となっております。土地の造成計画については、切土等はなく整備する計画です。進入計画については、東側の公衆用道路から進入します。排水計画については、雨水は自然浸透とし、家庭排水は合併浄化槽を設置し既存水路側溝へ排水する計画です。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上です。

議長

議案第46号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。9番、太田祥一委員。

9番

番号1番について、譲渡人、譲受人から話を聞いてきました。この農地は、第1種農地であります。農家住宅と倉庫を建設したいということで、2軒以上の集落接続にも該当している農地で、農振除外の申請も許可が出ています。許可が出次第取り掛かりたいそうです。今年の秋まで稲が植わっておりましたので、整地から始め住宅、倉庫の建築とのことでした。計画面積の妥当性ですが、998㎡と広い面積ではありますが、この方は、大規模な酪農家でありますので、新しく作る農家住宅を始め、2トントラック、軽トラック、重機等、色々な機械等が大変多く、それらを入れる倉庫、洗い場も必要という事でこのような広い面積になったようです。周辺農地の同意も取れており、問題ないと思います。排水計画につきましては、添付資料の図面の北側の合併浄化槽、その横にある洗い場の水も中央付近に排水する予定です。下流にあります水利組合の同意も取れていますので、番号1番の転用は特に問題はないと思います。

議長

番号2番、35番、山崎力委員。

35番

先日、話を聞いて来ました。親子関係であり、話は上手くいっていると思います。計画の面積につきましては、必要最小限で問題ないと思います。周辺農地は、皆さんに許可を得ていて問題ないと思います。以上です。

議長

議案第46号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 47 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 12 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は、12 ページからになります。今月は窪川地域 4 件、西部地域から 2 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。添付資料は 30 ページからです。

番号 1、土地の所在地、本堂字野中 1236 番、地目、田、面積、3,025 m<sup>2</sup>です。他 1 筆あり、合計 2 筆で 5,134 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年間です。

権利の種類は、賃貸借権の設定で、水稻を栽培する計画です。

番号 2、土地の所在地、高野字サクラ谷 1001 番、地目、畑、面積、22,086 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で、カボチャ等野菜類を栽培する計画です。受け手の法人は、一般法人ですので解除条件付きになります。以下 3 件とも同じです。

番号 3、土地の所在地、高野字サクラ谷 1008 番、地目、畑、面積、3,364 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定で、カボチャ等野菜類を栽培する計画です。

番号 4、土地の所在地、弘見字池田 781 番、地目、田、面積、5,187 m<sup>2</sup>です。設定は更新で、期間は、令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年間です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。カボチャ等野菜類を栽培する計画です。以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 5 番、土地の所在地、江師字柳ノツル井 415 番 1、地目は畑、面積、116 m<sup>2</sup>です。外 4 筆ありまして、合計 5 筆、面積が 3,518 m<sup>2</sup>です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年になります。作物は、カボチャ等の野菜を栽培する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 6 番、土地の所在地、上宮字宮ノナロ 909 番、地目は田、面積、1,360 m<sup>2</sup>です。外 2 筆ありまして、合計 3 筆、面積が 4,874 m<sup>2</sup>です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 2 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第 47 号について事務局の報告が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。30 番、澤田憲男委員。

30 番 番号 1 番につきましては、先週借受人から現場を確認しています。借受人は、地域の担い手であり、年間 150 日以上、農作業に従事しており内容についても利用集積計画のとおりです。再設定ですので問題ないと判断します。以上です。

議長 それでは、番号 2 番、3 番の案件を、23 番、西内一隆委員。

23 番 番号 2 番、3 番について貸付人とは親子関係ですのでまとめて報告致します。11 月 20 日に現地確認と借受人から確認をしました。現地は、国営農地で整備された排水の勾配の付いた畑で 1 筆が 22,086 m<sup>2</sup>と 3,364 m<sup>2</sup>と広大な畑ですが、各種野菜が植えられ整然と管理されています。地元での聞き取りもしましたが、地元ともトラブルもなく利用権の再設定は問題ないと判断致しました。以上です。

議長 それでは、番号 4 番の案件。10 番、山本道雄委員。

10 番 4 番ですが、貸付人の子供さんがこの法人の代表をされているという事ですし、更新という事で問題ないと思います。

議長 番号 5 番。16 番、竹内純委員。

16 番 番号 5 番について、貸出人から電話にて確認しました。現地も確認しております。この案件についても 2、3、4 番と同じ法人が借受するようになっていますが、5 番の方は、貸出人と一緒に作業をしています。認定農業者でもあり、農地も有効的に利用されて年間 150 日以上の作業を行っていることを確認しております。再設定でもあり問題ないと思います。

議長 それでは、番号 6 番の案件。18 番、宮脇眞弓委員。

18 番 番号 6 番について、11 月 23 日に借受人に会って確認して来ました。地域でも農業をずっと続けている人で、地域の担い手でもあります。内容についても更新ですので問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 議案 47 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。議案書は 15 ページ。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は 52 ページからをご覧ください。今回は 1 件です。

番号 1、土地の所在地、道徳字セキノ上 40 番、地目、田、面積、1,423 m<sup>2</sup>です。ほか 1 筆あり合計 2 筆で、面積が 2,891 m<sup>2</sup>です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 10 年 1 月 31 日まで。受け手は、認定農業者です。水稻を栽培する計画です。これについては再配分になります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。10 番、山本道雄委員。

10 番 番号 1 番ですが、地域を担う法人であり、問題ないと思われれます。以上です。

議長 議案第 48 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。  
議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、

原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 12 その他の件について議題とします。  
事務局でありませんか。

事務局 7 月から 8 月にかけて実施していただきました「農地利用状況調査（農地パトロール）」の調査結果を簡単にですがご報告します。

まず、A 分類の農地についてですが、調査前 A 分類の農地が全体で 50 筆 31,294 m<sup>2</sup>ありましたが、今回の調査により、新たに A 分類とされた農地が全体で 12 筆 9,396 m<sup>2</sup>、A 分類から現況の確認の結果、B 分類となったものは 27 筆 15,517 m<sup>2</sup>。耕作再開等により農地へ再生されたものが 8 筆 6,429 m<sup>2</sup>となっています。結果 A 分類は、27 筆 18,744 m<sup>2</sup>となりました。

新たに A 分類となった 12 筆については、関係委員さんに今後の活用意向を確認する「利用意向調査」をすでに開始していただいています。

次に、B 分類の農地についてですが、調査前に B 分類の農地が全体で 3,167 筆 1,481,197 m<sup>2</sup>ありましたが、今回の調査により、新たに B 分類とされた農地が全体で 137 筆 60,119 m<sup>2</sup>。昨年度まで A 分類であった農地のうち、B 分類となった農地が 27 筆 15,517 m<sup>2</sup>となっています。結果 B 分類は、3,331 筆 1,556,833 m<sup>2</sup>となりました。

以上が今年度の利用状況調査の結果です。山間部には調査の大変な農地があると思いますが、無理をしない範囲での調査をお願いします。

委員のみなさま、農地利用状況調査ご協力ありがとうございました。また来年度もよろしくをお願いします。以上で報告を終わります。

議長 先日、下期の会長事務局長会に農業会議の専務が来ておましてお話を聞いたのですが、今国で B 分類、非農地の見直しをどうしていくか農水省を中心に話し合いをしているそうです。東北の方では、むやみに非農地にするのはどうなのかという話があるそうですが、私は、この中山間においては 150ha、山林化しているものは農地から外す手立てを早くしてくれという話をしました。その辺を国が論議をしておいて、一方で、自給率を上げるとか農地を減らさないように守っていくという部分において、どうしても減らしたくない理由もあるみたいです。四万十町には、B 判定の農地が 150ha あるということをお皆さんの頭において欲しいです。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和 2 年度 四万十町農業委員会 11 月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 25 分